

三豊市監査委員告示第4号

令和7年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

三豊市監査委員 浮草 登盛

三豊市監査委員 近藤 武

三総総第150号
令和8年5月18日

三豊市監査委員 浮草 登盛 様
三豊市監査委員 近藤 武 様

三豊市長 山下 昭史

令和7年度定例監査結果報告に基づく措置について

令和7年度定例監査結果報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	人事課	<p>・歳計外現金について</p> <p>人事課が保管する歳計外現金（その他保管金）の令和7年8月末残高に不明金が認められた。</p> <p>歳計外現金は公金に準ずる性質を有し、厳格な管理が求められるにもかかわらず、残高に不明金が生じていることは管理体制上重大な問題である。今回の不明金については、原因を速やかに調査し、再発防止に努めること。</p> <p>・県営駐車場プリペイドカードの管理について</p> <p>県営駐車場プリペイドカードについては、人事課が購入し、会計課が各幹事課に受払を行い、受払簿を作成し管理している。このプリペイドカードの活用は財政上有益かつ効率的であるが、今回の定例監査において、健康課に払出しているプリペイドカードの所在不明が見られた。プリペイドカードは金券類と同様に換金性があるため、厳格な運用が求められる。そのため、定期的なチェック体制を構築し周知徹底すること。</p>	<p>歳計外現金（その他保管金）については、現在、3課にまたがり、運用しているものである。各課で管理しているデータと突合したところ、歳計外現金（その他保管金）に不明金が生じていることが分かったが、年度を超えて運用していること、また遡ると3課以外の課も利用していたこともあり、原因を特定することが困難である。今回の不一致に関する措置として、差額分を歳計外現金（その他保管金）から一般会計雑入へ振替処理を行う。</p> <p>今後の再発防止策として、各課での払出額のチェックの徹底、年に一度、3課での突合チェックを行うこととし、確実な事務執行に努めていく。</p> <p>健康課におけるプリペイドカードの事案については、確認の結果、返却は確認されたが受払簿への記載漏れがあったものと考えられる。</p> <p>そのため、プリペイドカードの所在不明に対する再発防止策として、人事課において半年ごとに会計課が管理する受払簿と各幹事課が保有するプリペイドカードの現物の照合を実施し、管理状況の確認を行うこととする。併せて、当該取扱いについて関係各課へ周知徹底を図り、適正な管理体制の強化に努める。</p>

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	管財課	・例規改正の漏れについて（管財課） 「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」の改正時において、「三豊市建設工事執行規則」等の改正漏れが認められた。例規の制定改廃手続の重要性を再認識し、適正な事務の執行に努めること。	特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）の一部改正が令和 3 年 9 月 1 日に施行され、それまでの第 4 条が第 7 条に繰り下げられた。監査の指摘を受け、直ちに三豊市建設工事執行規則の一部改正を行い、当該規則に定める「工事請負契約書」及び「工事請負変更契約書」の様式中にある表記を改めた。以後、例規の制定改廃手続の重要性を再認識し、適正な事務の執行に努める。

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	土地改良課	<p>・ 三豊市土地改良区合同事務所運営費補助金について</p> <p>令和 6 年度の補助金額は補助対象経費とみられるが、三豊市土地改良区合同事務所運営費補助金交付要綱第 3 条第 2 項に定められている補助金の額の上限を超えて支出している。交付要綱に沿った運用に改めること。</p>	<p>年度当初の運転資金（社会保険料の支払・4月の給与支払い等）として返還を求めていなかったが、要綱に照らし合わせ令和 7 年度分より年度決算確定後、市に返還するよう土地改良区合同事務所に対し指導を行う。今後は年度初めに新年度の補助金申請書の提出をするよう併せて指導を行う。</p>

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	建設港湾課	<p>・歳計外現金について</p> <p>建設港湾課が保管する歳計外現金（港湾使用料）の令和7年10月末残高に不明金が認められた。</p> <p>歳計外現金は公金に準ずる性質を有し、厳格な管理が求められるにもかかわらず、残高に不明金が生じていることは管理体制上重大な問題である。今回の不明金については、原因を速やかに調査し、再発防止に努めること。</p>	<p>定例監査時に歳計外現金残高明細において、不明金として報告していた。</p> <p>不明金については、令和元年6月分港湾施設使用料徴収報告書において、誤って報告していたことが判明した。</p> <p>この誤りにより、差額が不明金として計上されていたものである。</p> <p>対応策として、香川県に過大に支払っていたことから協議を行い、返金又は差引による調整を行うこととした。</p> <p>再発防止のため、香川県への支払方法の見直しを行うとともに、月ごとに残高確認を行う体制へ改善する。</p>

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	建築住宅課	<p>・歳計外現金について</p> <p>建築住宅課が保管する歳計外現金（公営住宅敷金）の令和7年10月末残高に不明金が認められた。</p> <p>歳計外現金は公金に準ずる性質を有し、厳格な管理が求められるにもかかわらず、残高に不明金が生じていることは管理体制上重大な問題である。今回の不明金については、原因を速やかに調査し、再発防止に努めること。</p>	<p>住宅管理システム、財務会計システムの敷金残高を照合したところ、財務側で多い状況が確認された。本件の原因として、過去の退去者で敷金未返却が生じている可能性が考えられるが、財務側の旧町から引き継いだ登録データには内訳がなく、特定することは困難である。</p> <p>今回の不一致に対する措置として、財務側で差額分を減額処理し、一般会計雑入として振替処理を行う。</p> <p>今後の再発防止策として、退去時の敷金払出元、払出額のチェックの徹底、また年度末決算時の両システムの内訳データ（対象者、金額）の突合チェックを行うこととし、確実な事務執行に努めていく。</p>